

〔照屋仁士議員 登壇〕

○8番 照屋仁士君 それでは午後の1番目、一般質問を進めていきたいと思います。一問一答でいきますのでよろしくお願いします。

今年の予算審議、例年になく大変厳しいものになっています。執行部におかれましては、中期財政計画を初め、財政の立て直しにご尽力をいただき、大変評価をするところがあります。しかしながら、一方で、このような現状をつくり出してきたのも、私たち議会と執行部であり、住民の方々には何ら責任はありません。そういったことを、しっかりと私自身自覚をしつつ、町民の皆さんの声に丁寧に応えるべく、質問に移ります。

まず1番目であります。町の発注する業務のあり方は適切かということでもあります。予算編成が厳しいという現状だからこそ、町の業務全体が問われていると思います。多くの町民や町内の各種団体へ、補助金等の減額の協力をいただく中で、本町自身の姿勢を示す必要があり、改めて次のとおり質問いたします。1点目に、町が発注する業務や物品、建築や工事など、どのような基準、または方法で随意契約、入札、指名入札などの発注が行われているかお答えください。2点目に、公共性・公平性はどのように担保されているか教えていただきたいと思います。3点目に、さまざまな場面で町内事業者を優先するよう求めがありますが、そのようになっているかどうかお答えをお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項の(1)についてお答えします。南風原町契約規則に基づき、随意契約及び指名競争入札を行っております。同規則により随意契約によることができる額などが規定されており、工事または製造の請負で130万円以下、財産の買入れで80万円以下の場合、基本的に3人以上から見積もりを聴取し、随意契約ができることとなっています。指名競争入札についても、同規則に基づく手続により、指名競争入札の参加資格者となったもの、平成30年度の場合、土木等全業種663社、測量・建設コンサルタント444社、物品285社から業者を5社以上選定し、入札を執行しております。(2)についてお答えします。指名業者選定時において、町が主催する道路清掃ボランティア等への参加など、地域貢献度の確認や手持ち工事の確認、入札参加資格審査による会社状況の確認により、公共性・公平性の確保に努めております。(3)についてお答えします。南風原町指名競争入札参加指名基準により、町内業者、本社もしくは営業所が町内、代表者の住所が町内を優先しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 順次質問していきたいと思いますが、今、(1)でご答弁いただきました。全体で663社、測量コンサルで444社という数字の答弁もありましたけれども、入札参加資格者、それについてどのような業種で、今、書いてある業種が全てなのか、それぞれの業種で、どういった業種で登録があるのか、またそれぞれ何社なのか。もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。受付時の業種は先ほど述べたとおりでございます。それをまた役場で、建設工事、土木工事、電気工事、管工事、また先ほどの測量・建設コンサルタント、物品、その他と6つに分けている形でやっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 わかりました。申し込みに基づいて6種類にさらに細分化しているという考え方でいいとわかりました。そのうち、トータルでは663社ということでありましてけれども、そのうち町内業者と言われる業者は、それぞれ何社ぐらいあるのか教えていただけますか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 済みません、この点は調べてございませんので、町内、土木については調べてございますので、ちょっと…。

○8番 照屋仁士君 全体でもいいです。

○まちづくり振興課長 金城政光君 済みません。土木のAランクのみは調べてございまして、それが51社になっております。Aランクの業者数でございます。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩(午後1時07分)

再開(午後1時07分)

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 申しわけないです。手元にございません。済みません。建設工事で78社、土木工事で134社、電気で29社、管工事で46社、測量・建設コンサルタントで247社、物品・その他が45社が町内となっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それぞれ内訳を伺いました。多分重複するところもあるのではないかと思いますけれども、トータルがわかれば教えていただきたいのですが、663社でトータルとかもわかりますか。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時08分）

再開（午後1時12分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 ただいま、数字としては土木と建築の業者数というのは663社で、先ほどの業種ごとに分けたのを差し引きますと552社ですので、ただ、1社でどこに重複しているかという状況は、今ここではわかりませんが、重複しているのが552社と考えられます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町民にはちょっとわかりにくい説明だと、私も余りわかっていませんけれども、単純に全業種で663社と答弁いただいているものですから、いろいろな業種があると思っていますのですが、要するに町内業者がどれぐらいいるかということが、私は知りたい趣旨でしたので、もし答弁があればお願いします。3分の1程度とか、5分の1とか半分程度とか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 先ほど、誤解があるようですので、663社というのは、建築と土木の数です。測量、物品等を含めると1,944社になります。

○8番 照屋仁士君 全体で。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、全体で。

○8番 照屋仁士君 町内業者は。

○まちづくり振興課長 金城政光君 6業種のトータルの業者数としては1,944社でございます。それで、町内としては579社。ただこれも、業種の重複はございますので。ということになります。正確な数字が…求めている数字とはちょっと違うかもしれませんが、もし必要でございましたら調べますので。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町内業者の割合がどれぐらいいるかというのが質問の趣旨ですので、約2,000社弱に対して579社、重複もしているという理解で進めます。この入札登録がそれぐらいあるわけですが、この登録業者以外にも発注する業務とか、そういったものがあると思いますが、それはどのような場合があるのか。登録業者にしか発注しないのか。それともそれ以外に発注することがあるのか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 基本的には、公共工事の場合は指名参加を出していただいたところから選定しております。それ以外として考えられるのは、小さい工事で、修繕関係でそういう小規模業者といいますか、そういうので小規模な修繕とかをお願いするというのはございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは少し進みたいと思いますが、たくさんの業者があることがわかりました。2点目の公共性・公平性というところで、どのように担保されているかということで、地域貢献度だったり、手持ちの工事だったり、そういったことを確認しているとあります。行政の仕事は、今、経済建設部でお答えいただいておりますけれども、さまざまな業種にわたります。また一方で、特許など特殊な場合も予想されますけれども、発注の仕方、誰がどのように判断しているのか教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時17分）

再開（午後1時18分）

○議長 知念富信君 再開します。総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 総務部に関する契約の手続については、我々は庁舎管理、また公用車、機器・機械購入が具体的にケースとしてありますが、これは基本的に指名競争の手続をとった業者を中心に選定しております。

○8番 照屋仁士君 全部登録業者ということですか。

○議長 知念富信君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 基本的な事項は総務部、経済建設部、みんな同じでございますが、ただ、民生部においては、やはり特化した部分、委託事業とかそういった部分もございますので、そういった事業に特化した業者から選んで、プロポーザルで選んだり、そういった形で選定していきます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 教育部については、工事もそうですけれども、学校関係のコンピューター物品等がございます。基本的には、指名競争入札というのが原理原則で進められるのですが、特に学校等のコンピューター等については、特殊性な部分があって、名簿に登載されていない場合は、他の事業所、県内の実績で求めることがあります。基本的にはですけれども、指名競争入札の参加資格のものをもってやるという形をとっております。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 先ほど来、経済建設部の回答としてやっていますけれども、経済建設部におきましては、原則的には参加業者から指名、随契等を行っております。また、特別特殊としましては、関連している工事、県の工事とか、また国の工事とかに関連する工事として、一部小さい工事の部分がございすけれども、そういうところにつきましては、そこを受けている業者、指名業者以外の施工業者とか、そういうところでやっている部分は、特別としてあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 各部ともに、基本的には名簿登載者で、特殊なもの、もしくは小さいもので、そういった登録外もあると。そういう理解でいいのかなと思います。その場合、各部それぞれあるのですが、業務の発注に関して、最終責任者は誰になるのですか。部長なのか、課長なのか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 各業務の責任者といえますか、決裁区分がございすけれども、金額に応じてそれぞれの最終的な決裁等の区分はございまして、専決の事項がございすので、そこでいろいろと金額、工事の金額とか委託の金額とか、そういったことで区分分けされております。

○8番 照屋仁士君 最終責任者は誰ですか。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 済みません、最終的な責任としましては、町長ということで認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私は大きい質問として、町民に対して、町の発注する業務のあり方は適切かという流れで言っていますので、最終責任者は町長であるというところです。3点目に移りますが、町内事業者優先になっているかというところで、これまで町内事業者の定義について、町内に事業所を有する、もしくは代表者が町内在住であると私は理解していますし、答弁でもそのようにいただいています。一方で、町内では、商工会を初め、町内各位から、実質的な町内業者へ優先発注を望む声があります。最終責任者としてどのように考えるか、お答えいただければと思います。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 お答えいたします。今、照屋議員のご質問では、町内業者を優先ということについてどう思うかという質問だと認識しておりますけれども、その件に関しましては、従来から町内の業者を優先して発注することは申し上げておりまして、実際、そういう形で発注ができていたものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。ただ、現在の町内業者という定義のあり方、これについてはさまざまな議論があります。その中で、実質的な町内業者優先になっていないのではないかと。実質的な町内業者という、それも捉え方があるとは思いますが、私もやはり実質的な町内事業者を優先すべきであると。町長は、今そのように行われているとありましたけれども、定義が違えば、そういう理解も違ってくると思います。やはり実質的な町内事業者というのは、やはり事業所の状況ですとか、従業員の状況、そういったものを勘案する必要があるのではないかと。そういうことによって、本町の税収や雇用の促進につながると考えます。また町外の事業者であったと

しても、町在住の従業員、そして町内事業への貢献なども考慮する、社会貢献評価制度というものを、これまで私も取り上げてきましたが、そういったものを導入すれば、公共性や公平性も担保できると考えます。それについてどのようにお考えか、お答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 お答えします。今、照屋議員から提案のありました社会貢献評価制度ですか、それについては、質問の(3)で答えておりますように、町内業者の定義を、現時点で町では、本社もしくは営業所、代表者の住所が町内、これを定義において、それ以外に、今言いました、いわゆる町外業者であっても、そこで働く職員が町内在住、これはいわゆる資格審査委員会の中で、納税状況の中で、いわゆる特別徴収の該当者が何名というのがデータとして上がってまいりますので、この辺は加味してやっています。いわば、完全なる、議員さんの求めている社会貢献評価ですか、必ずしも一致していないかもしれませんが、これに近い考え方で今進めています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 町内には、定義が違ふとか、今、副町長から細かい答弁をいただきましたけれども、実質的な優先がされていないのではないかという声があつて、やはりそれに答えるべきではないかという趣旨でやっております。そういったことが加味されているということであれば、是非とも見える仕組みにしていきたいと思いますということをお願いして、次の質問に移ります。

2番目に、2018年6月8日に行われた平成30年度北丘小学校西側避難通路整備工事の入札は適切かということであります。町民からの情報提供で、この質問の内容のようなことがあつたけれども、これは適切なのかという問い合わせを受けましたので、まず事実確認をしたいので、質問をしたいと思ひます。1点目に、落札後に最低制限価格の公表がなされず、事後公表になったというのは事実か伺ひます。2点目に、落札者Aが「最低制限価格の誤りがあつた」として失格になり、落札者Bになったというのは事実か伺ひます。3点目に、当初の最低制限価格と変更後の価格は幾らか。またどのような誤りで変更に至つたか伺ひます。4点目に、落札者Bの等級と落札額は適正か伺ひます。5点目に、翌週の別工事入札参加17社が、全て6月8日の参加業者であり、前述失格になった落札者Aが落札したというのは事実か伺ひます。6点目に、この入札が不適切との指摘がありました。が、どう考えるかお願いします。以上、お願いします。

○議長 知念富信君 教育長。

○教育長 新垣吉紀君 それでは(1)についてお答えいたします。最低制限価格の公表は、南風原町公共工事等に係る予定価格の事後公表等の事務取り扱い要領の規定により「契約締結後、遅滞なく、速やかに公表する」との定めから事後公表となっております。続きまして(2)でございます。6月8日に行われた入札に「最低制限価格の誤りはなく」、A社の入札額が最低制限価格を下回り失格していたにもかかわらず、入札事務職員の確認ミスにより、A社を落札者として入札手続の終了を宣言したことによるものでございます。入札終了後そのミスに気づき、6月11日に入札参加者全員を集め、説明を行い、入札参加者全員の同意のもと、最低制限価格の範囲内で最低価格を提示した本来の落札者となるB者を落札者として決定をいたしました。(3)であります。最低制限価格に誤りはないことから、変更は行っておりません。(4)でございます。落札者でJV代表者B社の等級ランクはAランクで、落札額は、予定価格と最低制限価格の範囲内の金額となっているため適正であると考えております。続きまして(6)でございます。地方自治法施行令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設けた場合には、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者が落札者となるということであり、適切であると考えております。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 (5)についてお答えします。平成30年6月13日に入札が行われた「津嘉山第6雨水幹線工事(30-1)」の工事等級がAランクで、北丘小学校西側避難通路整備工事の共同企業体の業者選定Aランクの中から、雨水幹線工事業者の17社全てが選定され、入札を行った結果A社が落札しております。というのは事実であります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 1点目から行きます。ここで、私が聞いた内容でいくと、入札をした場合、当然落札者は発表されるわけですが、通常だと、その場で最低価格が幾らだったのか、この業者になりますということが公表されるのかと思ひましたけれども、答弁では、契約した後にはしか発表しないとなります。私が持っている資料が古いのか

もしれませんけれども、別のところで、南風原町建設工事に係る最低制限価格の基準要綱というのがありますけれども、ここでは、最低制限価格は落札者を決定した後、速やかに公表すると、似たような文書がありますけれども、毎回、入札のその場では、最低価格は公表しない、このような方法で理解してよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 答えします。最低制限価格の公表、予定価格もそうでございますけれども、入札後というのは、そこでまたすぐ、落札者が契約するとは限らないものですから、基本的には、契約締結後公表するというのが一般的な方法でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いつもこのような方法でやっているという理解でよろしいですか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 はい、そのとおりでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 そのような方法で行った場合、結局、落札しているかどうか本当にわかるのですか。最低制限価格に近い人が落札するはずなのですが、これは、公表されなくて、みんな納得できるのかと思ひまして。しかも、私が聞いているのは、落札業者が決まったときに…。

〔「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時35分）

再開（午後1時42分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 そのように執行しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私が聞いた話では、その場で、最低制限価格の公表を求めた業者がいたと聞きました。なぜその場で公表しなかったのか。先ほどの理由と、同様かどうか、答えいただきたいと思ひます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 今回の入札に当たって、事前に入札参加の通知等、それから心得等もあるのですが、その中にも、入札の予定価格、最低制限価格については、契約締結後発表するということがうたわれていますので、それにのっとって、最初のルールどおり実施されたということでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 いろいろな通達とかもあるかもしれませんが、その方法でいくと、逆に、この制度を知らなかったのかもしれませんが、それでいくと、入札事務を行う職員の責任が非常に重たいのではないかと思います。場合によっては、落札者を操作できる、そういうことが可能性としてあります。ちょっとこれはまずいのではないかと、私は思ひますけれども、2点目に移りますが、今回、たまたまそのような制度で、落札者Aが最低制限価格に誤りがあったとして失格になって、落札者Bになったと聞いていますが、それは事実かお答えください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この入札の記録ということで、以前、議会にも示されたと思ひますけれども、結果報告書を手元に用意していただきました。これでいっても、結局答弁では入札事務職員の確認ミスと指摘されています。その場で公表していれば、そういう確認ミスも起こらないかと思ひますけれども、この確認ミスということが、起こり得るのか。最低制限価格と落札者を決める際に、誰がチェックをするのですか。なぜ確認ミスが起こったのか。その辺を教えてくださいたいと思ひます。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 おっしゃるとおり、起きてはならない事務ミスだったと、こちらでも反省しております。ただ、資料のほうの、入札の執行人、それから立会人がいるわけですが、執行人が封を切って、その中で事務職員が価格等を目視でチェックしているわけですが、数件あった目視の中で、数字を、最低制限価格を見誤って、落札者という形にしてしまっているのですが、この形の中では、本来3名でチェックするという

ことで、チェックの中でミスを防ぐという形になっているのですが、その中でミスが起きてしまったということになっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 制度を変えて、最低制限価格を公表せずに、しかも実際間違えてしまったと。これではちょっと、やはり町民の不満といいますか、あらぬ疑いがかけられてしょうがないのかなと私は思いますし、私が聞いてもそんなことがあるのかと不思議なといいますか、普通はそういうことにならないのではないかと思いますけれども、この場合、見間違えたと言っていますけれども、3人もいて、3人とも最低制限価格を見間違えた。文字が小さかったのですか。この辺、理由がわからないですね。2億円余りの数字を間違えた。ここにも数字がいっぱい並んでいますけれども、最低制限価格というのはいっぱい並んでいないですね。1種類ですね。これを見間違えるということがあるのですか。もう一度お願いします。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご指摘の事項については、非常に深く反省するところなのですが、事実、この数字を見落としてしまったといいますか、十分注意が足りなかったために起きたことだと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは平行線ですので進めますが、そもそもその最低制限価格ですけれども、どのようなチェックを経て決裁されて入札に臨まれるのか。そういう過程があるのに、入札本番でこういうことが起こる、ちょっと考えられないです。その辺はいかがですか。入札というやり方が、仕組み的にこれでいいのか、その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 ご質問の趣旨は2つにまたがるかと思いますが、予定価格を設定する側、それから最低制限価格を設定する側については、あらかじめ、予定価格を設定して入札を行うわけですが、確かに、非常に大きなプレッシャーの中で、皆さんを前にして、間違えてはいけないということで、必死にやっていたはずですが、事実、こういうミスが起きてしまったということについては、我々、反省はいたすのですが、この時点で、この制度が間違っているということを申し述べるまでの研究ができていけませんので、我々としては限りなくミスをなくすように努力してまいりますという回答しかできないものと、反省して申し述べます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 この制度を変更する前は、最低制限価格についても、その場で公表していたのか、していなかったのか。これまで、こういった事後に、最低制限価格を公表する、さらにそれが間違っていたから業者を変える、こういった事例がほかにあるのですか。私は聞いたことないので、教えてください。

○議長 知念富信君 経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 ただいまの、最低制限価格の業者を変えるということ自体は、今まで事例はないです。済みません、休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時51分）

再開（午後1時51分）

○議長 知念富信君 再開します。経済建設部長。

○経済建設部長 神里操也君 前は、最低制限価格を入札時点で、落札者の前で最低制限価格を公表しておりました。これでよかったですか。済みません。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 最低制限価格が公表されていれば、このようなミスは起きなかったというのが趣旨ですので、それについてどう思うか、教育委員会でも結構ですのでお答えください。どこかわからないですが、別に教育委員会でもなくても。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時52分）

再開（午後1時53分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 ただいまの質問にお答えします。先ほどから、経済建設部のほうから説明、報告がありましたように、平成27年に国から、いわゆる最低制限価格の公表については、落札業者確定後に公表すると、いわゆる事後公表の通達を受けて、本町では平成29年に要綱を改正しました。ただ、誤解が生じてしまったことが、議員さんが持ってい

た資料については、町の事務取扱といいますか、例規レベルでの用語の修正、改正が反映されていないで、そういう誤解を生じさせてしまって、これについては大変申しわけないことでございます。今後、ご指摘の件については、チェック体制を強化して、かかることがないように努めてまいりますので、ひとつご了解をお願いしたいと思います。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私も知りませんでしたけれども、事後公表というのが、要らぬ疑いを生んでしまったのではないかという趣旨です。起こってはいけないミスですけども、起こってしまったわけです。でも余計に、事後公表で公表されないわけだから、変な疑いがかけられているのではないかと私は思っています。だから、できるだけ疑いを払拭してほしいのです。業者も迷惑しますよ。担当、当事者も。私もこれが適正かと言われて、ちょっとまずいのではないかとと思っているから質問しているわけですから。是非ともこれは改正してもらいたいと思いますが、次に行きます。

4点目の落札者Bの等級と落札額は適正かという問いですけども、この等級というものがAランクという答弁ですけども、この等級についてはどこにあるのですか。それを教えてください。どんな規定なのか。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 南風原町でも、指名競争入札参加者指名基準というところで、等級等を決めておりますけれども、基本的には、県の総合評点というのがございますけれども、県もそれぞれ、指名参加といいますか、その手続をする業者についての等級を決めていくわけですけども、県の総合評点というのは、県が出しております。それを参照して南風原町も等級を決めております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 私も以前に調べた資料で、入札参加資格者名簿の中に、経審ランクという表記があります。答弁ではAランクとなっていますけれども、私の資料ではこれがAランクになっていないで、これも内容が反映されていないのか。念のために、先ほども別のところ、携帯から、休憩時間に調べましたけれども、それでもAランクにはなっていないのですが、その辺の答弁、見るところが間違っているのか。その辺を教えてください。

○議長 知念富信君 まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 お答えします。経審ランクというのは、ある意味では経営状況の格付けをしているのですが、その評点というのは、総合評点を見て、総評ランクというのをつくっているのですが、経審というのは、会社の、どちらかというと客観的な評価です。数値での評価と言いますか。総合評点というのは、総評ランクはどうやって決めているかというのと、それにあとは発注者側の主観を入れた評価です。これは地域の貢献度とかです。今までの工事の成績とか、こういうのを点数にしてつくっているのが総合評点で、それで格付けをするのが総評ランクになります。南風原町では、県のものを参照して、これを運用させてもらっているというところなんです。

〔照屋仁士議員より「休憩願います」の声あり〕

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後1時59分）

再開（午後1時59分）

○議長 知念富信君 再開します。まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長 金城政光君 県のものは公表しております。県のランクを見ればわかりますけれども、県としては、私も南風原町のランクづけというのは南風原町がやるべきものですので、町は町で持っております。ただ、ホームページで公表はしております。沖縄県は公表しておりますけれども、南風原町は総評ランクの公表は今していないです。

○議長 知念富信君 教育部長。

○教育部長 金城郡浩君 先ほど間違っていたのではないかというご質問でしたので、一応我々のほうでも、議員から資料をいただいて、確認させていただきました。県の位置づけ、Aランクとなっていて、今言っているのは、経審ランクというところが違うのではないかということですけども、総評ランクという部分を見てA、B、Cということに答弁しています。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 見ている資料が違えば違うのは当然だと思いますし、ただ、公表されていないということです。これが適正かどうかというのは、私も知る由がありません。

るので、その答弁を信じるしかないと思います。次ですけれども、5点目の答弁で、17社全てが同じでしたという答弁ですけれども、先ほど大きな1問目でもやりましたが、たくさん業者数がある中で、なぜ17社が連続して、部は違うにしても入札に参加したのか。答弁の中ではAランクの業者が17社全てというように、17社しかないように聞こえるのですが、これはなぜですか。教えてください。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えいたします。今回の指名に関しまして、北丘小学校西側避難通路整備、これは4社JVとなっております、ここで大体、町内業者Aランクが34業者選ばれております。今回、南風原町におけるAランクの町内業者は51社でありまして、そのうちのボランティア活動とか貢献している業者としまして、この中で選んだのか、重複はしているのですが、その17社を選んだということとなっております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 51社あって、17社しか貢献していないと聞こえるのですが、さらに先ほどの答弁の中で、手持ちの仕事とかそういうものを勘案されるということですが、実際に、前の週で落札している業者Bが指名されて、入札に参加しています。さらには失格になった業者Aが落札しています。この辺が、多分町民の皆さんには疑いを持たれているのではないかと。何かおかしいと言われているのではないかと思いますけれども、それはどのように考えますか。

○議長 知念富信君 区画下水道課長。

○区画下水道課長 桃原正善君 答えいたします。今回、工事の指名を同時に行っています。北丘小学校西側避難通路、こちらが、入札したのが6月8日なのですが、下水道の雨水工事が業者に指名通知を出したのが5月31日となっております。ですので、落札する前に入札通知は送られているということですので、手持ち工事云々という前に、とる前に指名案内をしているということでもあります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これは貢献している業者ですから、非常に優秀で協力いただいている会社だと理解しますが、幾ら同時の指名であっても、同じ会社が同時に2つの入札に参加できるというのは、私は公平性があるとは思えなくて、公共的なものでそういうやり方でいいのかという懸念があります。最後に、今言ったような理由で、最低制限価格がその場で公表されない、またさらにその後落札業者が変わる。さらに今言ったように2週連続で同じ入札業者が参加して、さらに失格にされてしまった業者が落札する。これは、町民の皆さんとか当事者の業者にとっても、あらぬ疑いをかけられるようなものだと思います。町民の皆さんからもそういう声が上がって、私もこういう質問をしているわけですが、この制度を改めたり、こういったこと、不満とか不信、そういうのを是非とも払拭してほしいと思いますけれども、最後に、それについてどう思ってお答えください。

○議長 知念富信君 町長。

○町長 赤嶺正之君 照屋仁士議員のご質問にお答えいたします。確かに、議員ご指摘のとおり、このたびの職員の、本当に単純ミスではございますけれども、非常に影響の大きい錯誤があったということに関しましては、町長といたしまして、町民の皆さんに心からおわびを申し上げます。しかし、我々、業務を執行する立場といたしましては、国や県、そういったところからの通知をもとに、基本に、要領等を遵守しながら執行しているということもご理解をお願いしたいと思っております。いずれにしましても、こういったミスがあつては、今回のように町民の皆さんにあらぬご心配をおかけするということを肝に銘じまして、今後の業務に生かしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 今回のミスですけれども、是非とも町民の皆さんの不安とか、いいのかなという心配、そしてまた業者の皆さんをしっかり守っていくという観点でも、この制度の抱えている問題ということも是非考えていただきたいと思いますし、私もその辺については、この制度では公平性とか公共性は担保されない可能性がある、改めて感じていますので、今後も考えていきたいと思っております。

大きな3番目に移ります。消防庁舎の建設を急げということでもあります。去る2月22日に、東部消防組合定例会が行われました。東部消防においても、厳しい財政状況となっており、今年度も消防財調、約2,400万円を切り崩しての予算編成となりました。また、消防庁舎建設に対しても、このままでは見送られてしまうのではないかとという可能性を、私は感じています。議会のこれまでの議決も、管理者のこれまでの答弁も、今の財政状況次

第では覆される。そういったことを感じずにはいられない内容でありました。その一番の原因となっているのは、構成3町の財政担当と消防当局とのすり合わせにあるのではないかと私は感じております。東部消防との意識の共有を、今後しっかり進めてほしいという趣旨で質問をします。1点目に、東部消防組合では、中長期計画の財政計画策定を今年度策定されると話されています。策定に当たっての調整はもちろん、実効性のある財政計画にしてほしいがどのように考えるかお答えください。2点目に、消防庁舎の建てかえが急務であります。平成32年度までの緊急防災減災事業債活用も、見通しが立っていません。町の見解をお答えください。お願いします。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項3点目の(1)についてお答えします。東部消防組合による中長期の財政計画策定の必要性は、平成30年度の東部消防関係町調整会議で確認されております。今後の日程等も含めて、東部消防組合と構成3町で調整をまいります。

(2)についてお答えします。東部消防組合本部新庁舎建設の必要性は、関係町において確認をされております。また、緊急防災減災事業債の活用が有効的であることも認識しております。今後も、事業詳細や建設日程及び財政シミュレーションなどの調整を優先してまいります。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 まず1点目です。この構成3町も一緒に調整を進めていくということですが、この財政計画、非常に大事になります。しかしながら、その計画も、策定した後に3町の財政状況によって変更することがあり得る、そのようにされるならば、その実効性というのは担保されないのではないかと懸念があります。東部消防組合のこれまでの議決、そしてこれまでの管理者の答弁、当然、現赤嶺町長も答弁をされております。それをしっかりと守ってほしいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それではお答えいたします。まず消防及び救急に関する事務については、東部消防組合管理者及び副管理者会議へ提案され、承認、その後、承認された議案を同組合議会で議決された議案については、尊重してまいりたいと思います。また、提案前には、是非東部消防組合及び関係町調整会議を経て、深く議論を行い、相互理解、共通認識を得て管理者へは、議案等を提案されるものと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 当たり前のような質問ですが、これも、去年の議会でも、財調を7,000万円余り取り崩すと。さらに庁舎建設については、一刻の猶予もない、こういう話だったのです。それが、私たち改選後の10月に議会をやると。一刻の猶予もないと言いながら、建てかえではなく補強でどうかという話が出てきたわけです。一刻の猶予もないという中で、やはりこれによって今、間に合わないかもしれない。そういった状況が出てきます。議会でも財調を崩さないような予算編成をしてくれ、またそのように取り組みますと管理者も言っていますが、結局今年度も2,400万円の財調、結果として生んでいく。やはりこれが担保されないということであれば、議決も、やはり管理者も正直に言って、これから私たちもどう判断していいのかわからないわけです。やはり原則、議会の議決、管理者の答弁を守る、そのようにわかりやすく答えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 先ほども答弁したとおり、管理者、副管理者の認めた案について、議会に議決された事項について、尊重して事業を進めてまいるのが我々事務方の仕事だと認識しております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 財政が厳しいのは私たちも承知をしておりますが、やはり議会で議決したこと、そういったことは町民と約束したことです。やはりそれがしっかりと実現してほしい、その中で2点目の消防庁舎建てかえであります。答弁では、財政シミュレーションの日程調整、また建設の日程についても優先していきましますとありますが、やはりそれは構成3町で責任を持って進めていただきたい。さらに当初の予定でいけば、平成32年度までの緊急防災活用に向けて進めてほしいと私は思います。それについてどう考えるかお答えください。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 我々南風原町としても、消防庁舎の建てかえは喫緊の課題だと認識しております。また、緊急防災についても100%充当率、70%交付税措置ということで、

大変有利な地方債になっていることから、できるだけ活用していきたいと考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 これまで、本当にこの事業、平成32年度から延びればいいですけども、延びることに期待してやるという答弁も過去にはありました。やはりそれでは、町民の生命、財産を守れるかという心配があるわけです。是非とも、これまでの議決どおりに、とにかく今おこなっていると思いますが、進めていただきたいと思いますをお願いをして次に移ります。

4番目であります。不法投棄対策はどうなっているかであります。町内の不法投棄、以前はパトロールもありましたが、少しずつ減少していると理解をしています。一方で、悪質な不法投棄が少なからずあるというのも事実であります。現状の取り組みを確認するため質問いたします。1点目に、不法投棄の現状はどうかお答えください。2点目に、課題は何か、またどのように取り組んでいくかお答えください。

○議長 知念富信君 副町長。

○副町長 国吉真章君 質問事項4点目の（1）についてお答えします。休憩をお願いします。

○議長 知念富信君 暫時休憩します。

休憩（午後2時16分）

再開（午後2時17分）

○議長 知念富信君 再開します。副町長。

○副町長 国吉真章君 大変失礼しました。（1）についてお答えします。平成31年3月12日現在、不法投棄に関する苦情は33件で、年々減少してきています。特に注視すべき場所は、宇平橋近くの国道周辺、神里の側道（放置自動車）、黄金森公園下の宮平農道、町道128号線沿いなどとなります。（2）についてお答えします。放置自動車の撤去などが課題となっています。現在、課題となっている放置自動車がある箇所は県道となっており、南部土木事務所へ清掃と自動車の撤去を要請しております。以上です。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 不法投棄の現状ですけれども、今、主に3カ所を挙げていただきました。苦情の件数についても33件で減少傾向にあるとありますけれども、やはり景観の問題、これまでも議会では幾つか取り上げられてきたとありますけれども、不法投棄の問題、私もこの質問をするに当たって、地元の放置自動車の課題も相談をしました。その辺で、また1点目の宇平橋近くのところにも、以前も放置自動車があったり、あの辺は特にまたごみが散乱している。また住んでいる方とか店舗の方に聞くと、非常に迷惑している。店舗のごみでは絶対はないということも強く言われましたので、やはりこういった、大体の場所を把握しているのであれば、やはり注視をしていただきたいと思いますし、課題解決に取り組んでいただきたいと思います。また、苦情箇所についても随時確認をしていただきたいと思いますと思いますが、取り組み方について、現状を教えていただきたいと思います。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 まず、3カ所ではなくて、主なものは4カ所他ありますが、放置自動車などについては、県が管理している道路でありますので、管理者に撤去要請をしていくところであります。また、先ほど来あります宇平橋について、この間も見たのですが、非常にごみが散乱しています。こちらについては、何度も、9月にボランティア清掃、12月も事あるごとに清掃活動をして撤去していますが、その後すぐ来るということになっていきますが、これはまた管理者である県と連携をとりながら、付近の店舗等にも2月末にはごみの適正処理の指導も行ってきましたので、今後も引き続き、ごみの適切な処理について指導、喚起を行っていきたくて考えております。

○議長 知念富信君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 是非とも、今、指導ということもありましたけれども、店舗も迷惑しているという話も聞いています。全部が全部指導に当たるかどうか、店舗のごみではないような気がしますけれども、当然、自分の店舗の前にごみを捨てる人はいますか。お客さんだったらわかりますけれども。そういうことはないと思いますので、とにかく解決に向けて取り組んでいただきたいと思います。

あと、2点目ですけれども、課題として、放置自動車の課題があります。そういったものがあると、当然不法投棄はあるところにふえていくということです。今言っていた放置自動車がある箇所も、県道というよりも側道なのです。その辺で、地番は南風原

町内であると。やはりこれ、管理者がやるのか、町がやるのか、これは、ここが今たまたまありますけれども、ほかでも起こり得る課題だと思います。だから、ケースバイケースということもあると思いますけれども、それは行政側の都合ですので、やはり視点に立つべきはそこの住民だったり、今後ごみがふえていかない、そういう考えでやってほしいと思います。是非とも、この南部土木事務所へ要請するだけではなくて、住民の立場になって取り組みをしていただきたいと思います。そのような考えでいいか、要請はしたけど2年かかった、3年かかった、そのようにならないようにやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。お願いします。

○議長 知念富信君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 ごみの管理については、やはり地権者、所有者がまずやるものだと考えております。しかし、実際に放置自動車がありますので、こちらには管理者である県に、一度だけではなく撤去できるまで、常に要請をして、早期に解決できるように取り組んでいきたいと考えております。

○8番 照屋仁士君 以上で終わります。